

べつし 別紙

つくばし
つくば市における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領に
かかるりゆういじこう
係る留意事項

第1 不当な差別的取扱いの基本的な考え方

ほう しょうがいしやにたいして せいとう りゆう しょうがい りゆう ざい
法は、障害者に対して、正当な理由なく、障害を理由として、財・サービスや
かくしゆきかい ていきよう きよひ またはていきよう あたつ ばしよ じかんたい せいげん
各種機会の提供を拒否すること又は提供に当たって場所・時間帯などを制限するこ
と、障害者でない者に対しては付さない条件を付けることなどにより、障害者の
しょうがいしや ものにたいして ふさ じようけん つける しょうがいしや
権利利益を侵害することを禁止している。

しょうがいしや じじつじよう びようどう そくしん またはたつせい ひつよう とくべつ
ただし、障害者の事実上の平等を促進し、又は達成するために必要な特別の
そち ふとう さべつてきとりあつかい しょうがいしや しょうがい もの
措置は、不当な差別的取扱いではない。したがって、障害者を障害でない者と
くらべてゆうぐう とりあつかい せつきよくてきかいぜん そち ほう きてい しょうがいしや
比べて優遇する取扱い（いわゆる積極的改善措置）、法に規定された障害者
にたいするごうりてきはいりよ ていきよう しょうがいしや もの ことなるとりあつかい ごうりてき
に対する合理的配慮の提供による障害者でない者との異なる取扱いや、合理的
はいりよ ていきようどう ひつよう はんい はいりよ しょうがいしや しょうがい
配慮を提供等するために必要な範囲で、プライバシーに配慮しつつ障害者に障害の
じようきようどう かくにん ふとう さべつてきとりあつかい あたら
状況等を確認することは、不当な差別的取扱いには当たらない。

ふとう さべつてきとりあつかい せいとう りゆう しょうがいしや もんだい
このように、不当な差別的取扱いとは、正当な理由なく、障害者を、問題となる
じむ またはじぎよう ほんしつてき かんけい しよじじよう おなじしやうがいしや もの ふり
事務又は事業について、本質的に関係する諸事情が同じ障害者でない者より不利に
あつかう てん りゆうい ひつよう
扱うことである点に留意する必要がある。

第2 正当な理由の判断の視点

せいとう りゆう そうとう しょうがいしやにたいして しょうがい りゆう ざい
正当な理由に相当するのは、障害者に対して、障害を理由として、財・サービス
かくしゆきかい ていきよう きよひ とりあつかい きやつかんてき み てせいとう もくてき もと おこなわ
や各種機会の提供を拒否するなどの取扱いが客観的に見て正当な目的の下に行われ
たものであり、その目的に照らしてやむを得ないと言える場合である。市において
もくてき てらし やむをえない いえるばあい し
は、正当な理由に相当するか否かについて、具体的な検討をせずに正当な理由を
せいとう りゆう そうとう いな ぐたいてき けんどう せいとう りゆう
拡大解釈するなどして法の趣旨を損なうことなく、個別の事案ごとに、障害者、
かくだいかいしやく ほう しゆし そこなう こべつ じあん しょうがいしや
第三者の権利利益（例；安全の確保、財産の保全、損害発生防止等）及び市の
だいさんしや けんりりえき れい あんぜん かくほ ざいさん ほぜん そんがいはつせい ぼうしどう およびし
第三者の権利利益（例；安全の確保、財産の保全、損害発生防止等）及び市の

じむ または じぎょう もくてき ないよう きのう い じとう かんてん かんがみ ぐたいてき ばめん じょうきょう
事務又は事業の目的・内容・機能の維持等の観点に鑑み、具体的場面や状況に
おうじて そうごうてき きやつかんでき はんだん ひつよう
応じて総合的・客観的に判断することが必要である。

しよくいん せいとう りゆう はんだん ばあい しょうがいしやとう りゆう せつめい
職員は、正当な理由があると判断した場合には、障害者等にその理由を説明する
ものとし、りかい える よう つとめる のぞましい
理解を得るよう努めることが望ましい。

だい ふとう さべつてきとりあつかい ぐたいれい 第3 不当な差別的取扱いの具体例

ふとう さべつてきとりあつかい あたりえる ぐたいれい い か
不当な差別的取扱いに当たり得る具体例としては、以下のとおりである。なお、
だい しめし ふとう さべつてきとりあつかい そうとう かいなか こべつ
第2で示したとおり、不当な差別的取扱いに相当するか否かについては、個別の
じあん はんだん い か きさい ぐたいれい
事案ごとに判断されることとなる。また、以下に記載されている具体例について
せいとう りゆう せんざい ぜんてい
は、正当な理由が存在しないことを前提としていること、さらに、それらはあくま
れいじ きさい ぐたいれい かぎら りゆうい
でも例示であり、記載されている具体例だけに限られるものではないことに留意す
ひつよう
る必要がある。

ふとう さべつてきとりあつかい あたりえる ぐたいれい (不当な差別的取扱いに当たり得る具体例)

- しょうがい りゆう まどぐちたいおう きよひ
○障害を理由に窓口対応を拒否する。
- しょうがい りゆう たいおう じゆんじよ あとまわし
○障害を理由に対応の順序を後回しにする。
- しょうがい りゆう しょめん こうふ しりよう そうふ ていきょうとう こぼむ
○障害を理由に書面の交付、資料の送付、パンフレットの提供等を拒む。
- しょうがい りゆう せつめいかい どう しゆつせき こぼむ
○障害を理由に説明会、シンポジウム等への出席を拒む。
- じむ じぎょう すいこうじよう とくにひつよう しょうがい りゆう
○事務・事業の遂行上、特に必要ではないにもかかわらず、障害を理由に、
らいちよう さい つきそいしや どうこう もとめる じようけん つけたり とくにしししよう
来庁の際に付添者の同行を求めるなどの条件を付けたり、特に支障がないにもか
つきそいしや どうこう こぼん
かわらず、付添者の同行を拒んだりする。

だい ごうりてきはいりよ きほんてき かんがえかた 第4 合理的配慮の基本的な考え方

- 1 しょうがいしや けんりにかんする じようやく い か けんりじようやく だい じよう
障害者の権利に関する条約（以下「権利条約」という。）第2条において、
ごうりてきはいりよ しょうがいしや た もの びようどう きそ すべて じんけんおよび
「合理的配慮」は、「障害者が他の者との平等を基礎として全ての人権及び
きほんてきじゆう きようゆう または こうし かくほ ひつよう てきとう へんこう
基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更

および調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの」と定義されている。

法は、権利条約における合理的配慮の定義を踏まえ、行政機関等に対し、その事務又は事業を行うに当たり、個々の場面において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、社会的障壁の除去の実施について、合理的配慮を行うことを求めている。合理的配慮は、障害者が受ける制限は、障害のみに起因するものではなく、社会における様々な障壁と相対することによって生ずるものとのいわゆる「社会モデル」の考え方を踏まえたものであり、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、障害者が個々の場面において必要としている社会的障壁を除去するための必要かつ合理的な取組であり、その実施に伴う負担が過重でないものである。

合理的配慮は、市の事務又は事業の目的・内容・機能の本質的な変更には及ばないことに留意する必要がある。

2 合理的配慮は、障害の特性や社会的障壁の除去が求められる具体的場面や

状況に応じて異なり、多様かつ個別性の高いものであり、当該障害者が現に置かれている状況を踏まえ、社会的障壁の除去のための手段及び方法について、「第5 過重な負担の基本的な考え方」に掲げる要素を考慮し、代替措置の選択も含め、双方の建設的対話による相互理解を通じて、必要かつ合理的な範囲で、柔軟に対応がなされるものである。さらに、合理的配慮の内容は、技術の進展、社会情勢の変化等に応じて変わり得るものである。

合理的配慮の提供に当たっては、障害者の性別、年齢、障害の状態等に配慮するものとする。なお、合理的配慮を必要とする障害者が多数見込まれる場合、障害者との関係性が長期にわたる場合等には、その都度の合理的配慮とは別に、後述する環境の整備を考慮に入れることにより、中・長期的なコストの削減・効率化につながる点は重要である。

3 障害者からの意思の表明に当たっては、具体的場面において、社会的障壁の除去に関する配慮を必要としている状況にあることを言語（手話を含む。）ほか、点字、拡大文字、筆談、実物の掲示や身振りサイン等による合図、触覚による意思伝達など、障害者が他人とコミュニケーションを図る際に必要な手段（通訳を介するものを含む。）により伝えられる。

また、障害者からの意思の表明のみでなく、知的障害や精神障害（発達障害を含む。）等により本人の意思の表明が困難な場合には、障害者の家族、支援者・介助者、法定代理人等、コミュニケーションを支援する者が本人を補佐して行う意思の表明も含む。

なお、意思の表明が困難な障害者が、家族、支援者・介助者、法定代理人等を伴っていない場合など、意思の表明がない場合であっても、当該障害者が社会的障壁の除去を必要としていることが明白である場合には、法の趣旨に鑑みれば、当該障害者に対して適切と思われる配慮を提案するために建設的対話を働きかけるなど、自主的な取組に努めることが望ましい。

4 合理的配慮は、障害者等の利用を想定して事前に行われる建築物のバリアフリー化、介助者等の人的支援、情報アクセシビリティの向上等の環境の整備を基礎として、個々の障害者に対して、その状況に応じて個別に実施される措置である。したがって、各場面における環境の整備の状況により、合理的配慮の内容は異なることとなる。また、障害の状態等が変化することもあるため、特に、障害者との関係性が長期にわたる場合等には、提供する合理的配慮について、適宜、見直しを行うことが重要である。

5 市がその事務又は事業の一環として実施する業務を事業者に委託等する場合は、提供される合理的配慮の内容に大きな差異が生ずることにより障害者が不利益を受けることのないよう、委託等の条件に、対応要領を踏まえた合理的

はいりよ ていきよう もりこむ つとめる のぞましい
配慮の提供について盛り込むよう努めることが望ましい。

だい 5 かじゆう ふたん きほんてき かんがえかた 第5 過重な負担の基本的な考え方

かじゆう ふたん ぐたいてき けんとう かじゆう ふたん かくだいかいしやく
過重な負担については、具体的な検討をせずに過重な負担を拡大解釈するなどし
ほう しゆし そこなう こべつ じあん い か ようそとう こうりよ ぐたいてき
て法の趣旨を損なうことなく、個別の事案ごとに、以下の要素等を考慮し、具体的
ばめん じようきよう おうじてそうごうてき きやつかんてき ほんだん ひつよう しょくいん かじゆう
場面や状況に応じて総合的・客観的に判断することが必要である。職員は、過重な
ふたん ほんだん ばあい しょうがいしやおよびひつよう おうじてしょうがいしや かぞく しえんしや
負担にあたりと判断した場合は、障害者及び必要に応じて障害者の家族、支援者・
かいじよしや ほうていだりにんとう しえん もの りゆう せつめい
介助者、法定代理人等、コミュニケーションを支援する者にその理由を説明するも
のとし、理解を得るように努めることが望ましい。

じ む または じぎよう えいきよう ていど じ む または じぎよう もくてき ないよう きのう そこなう いな
○事務又は事業への影響の程度(事務又は事業の目的、内容、機能を損なうか否
か)

じつげんかのうせい ていど ぶつりてき ぎじゆつてきせいやく じんてき たいせいじよう せいやく
○実現可能性の程度(物理的・技術的制約、人的・体制上の制約)

ひよう ふたん ていど
○費用・負担の程度

だい 6 ごうりてきはいいよ ぐたいてい 第6 合理的配慮の具体例

だい しめし ごうりてきはいいよ ぐたいてきばめん じようきよう おうじてことなり たよう
第4で示したとおり、合理的配慮は、具体的場面や状況に応じて異なり、多様か
こべつせい たかい ぐたいてい つぎ
つ個別性の高いものであるが、具体例としては、次のようなものがある。なお、
きさい ぐたいてい だい しめし かじゆう ふたん さんざい ぜんてい
記載した具体例については、第5で示した過重な負担が存在しないことを前提とし
ていること、また、これらはあくまでも例示であり、記載されている具体例だけに
かぎら りゆうい ひつよう
限られるものではないことに留意する必要がある。

ごうりてきはいいよ あたりえる ぶつりてきかんきよう はいりよ ぐたいてい
(合理的配慮に当たり得る物理的環境への配慮の具体例)

だんさ ばあい くるまいすりようしや あげとう ほじよ けいたい
○段差がある場合に、車椅子利用者にキャスター上げ等の補助をする、携帯スロ
ープを渡す、移動の支援等の補助や、スロープがある移動経路を案内などす
る。

はいかだな たかいところ おか とう とつ わたす とう
○配架棚の高い所に置かれたパンフレット等を取って渡す。パンフレット等の

い ち つたえる
位置をわかりやすく伝える。

○目的の場所までの案内の際に、障害者の歩行速度に合わせた速度で歩いたり、

ぜんご さゆう きより いち とり しょうがいしゃ きぼう きい
前後・左右・距離の位置取りについて、障害者の希望を聞いたりする。

○障害の特性により、頻繁に離席の必要がある場合に、会場の座席位置を扉

ふきん
付近にする。

○疲労を感じやすい障害者から別室での休憩の申出があった際、別室の確保 が

こんなん とうがいしょうがいしゃ じじょう せつめい たいおうまどぐち ちかく ながいす
困難だったことから、当該障害者に事情を説明し、対応窓口の近くに長椅子を

いどう りんじ きゆうけい もうける
移動させて臨時の休憩スペースを設ける。

○不随意運動等により書類等を押さえることが難しい障害者に対し、職員が

しょうい おさえたり とう こていきぐ ていきよう
書類を押さえたり、バインダー等の固定器具を提供したりする。

○災害や事故が発生した場合、館内放送で避難情報等の緊急情報を聞くことが

むずかしいちようかくしょうがいしゃ たいし でんこうけいじばん て が き とう もちいて わかり
難しい聴覚障害者に対し、電光掲示板、手書きのボード等を用いて、分かりや

すく情報を伝え、避難場所を案内し誘導を図る。視覚障害者には、声をかけ

てきせつ ゆうどう おこなう
て、適切な誘導を行う。

ごうりてきはいいよ あたりえる いしそつう はいりよ ぐたいれい
(合理的配慮に当たり得る意思疎通の配慮の具体例)

○筆談、読み上げ、手話、点字、拡大文字等のコミュニケーション手段を用い

る。

○会議資料等について、点字、拡大文字、ルビ付き等で作成する際に、各々の

ぼいたいかん ぼんごう ことなりえる りゆうい しょう せつめい
媒体間でページ番号が異なり得ることに留意して使用し、説明する。

○視覚障害のある出席者等に会議資料等を事前送付する際、読み上げソフトに

たいおう でんし けいしき ていきよう
対応できるよう電子データ（テキスト形式）で提供する。

○意思疎通が不得意な障害者に対し、絵カード等を活用して意思を確認する。

○駐車場などで通常、口頭で行う案内を、紙にメモをして渡す。

○書類記入の依頼時に、記入方法等を本人の目の前で示したり、分かりやすい記

じゆつ でんたつ ほんにん いらい ばあい だいどく だいひつ はいりよ
述で伝達したりする。本人の依頼がある場合には、代読や代筆といった配慮を

おこなう
行う。

○ひ ゆ ひょうげんとう にがて しょうがいしゃ たいし ひ ゆ あんゆ にじゅうひていひょうげん もちいず
○ぐたいてき せつめい
○しょうがいしゃ もうして さい
○ていねい くりかえし わかり
○せつめい ないよう りかい
○かくにん おうたい
○がいらいご さける かんすうじ もちいない じこく じかんひょうき
○ごぜん ごご
○ひょうき はいりよ ねんとう おい
○ひつよう おうじててきじ わたす
○かいぎ しんこう あたり しりよう みな がらせつめい きく
○こんなん しかくまたはちょうかく
○しょうがい しゅつせきしゃ ちてきしょうがい せいしんしょうがい はつたつしょうがい こうじのうきのうしょうがい
○ふくむ どう
○しゅつせきしゃ たいし
○ていねい しんこう こころがける
○はいりよ おこなう そのた しょうがい
○しよくいん ざせき いち
○くふう
○しょうがい とくせい あつ
○おこなうとう かのう はんい
○はいりよ おこなう
○ちてきしょうがいしゃ せいしんしょうがいしゃ はつたつしょうがいしゃ こうじのうきのうしょうがいしゃ ふくむ どう
○はつげんとう もとめるばあい じかん よゆう もつ
○たいおう おこなう
○はつげんとう もとめるばあい じかん よゆう もつ
○たいおう おこなう
○はつげんとう もとめるばあい じかん よゆう もつ
○たいおう おこなう

(ルール・慣行の柔軟な変更の具体例)

○じゅんばん まつ
○にがて しょうがいしゃ たいし しゅうい もの りかい えたじょう じゅんばん
○いれかえる
○いれかえる
○いれかえる

○たつ れつ ならん じゅんばん まつ
○ばあい しゅうい もの りかい えたじょう
○とうがいしょうがいしゃ じゅんばん くる
○せきとう ようい
○せきとう ようい

○しゅわつうやくしゃ ばんしよとう
○みえる
○とう ちかいせき
○かくほ
○かくほ

○しやりょうじょうこうばしよ しせつでいりぐち ちかいばしよ へんこう
○しやりょうじょうこうばしよ しせつでいりぐち ちかいばしよ へんこう

○し しきちない ちゆうしやじょうとう
○しょうがいしゃ らいちょう たすう み こま ばあい つうじょう
○しょうがいしゃせんよう
○くかく しょうがいしゃせんよう へんこう
○くかく へんこう

○他人との接触，多人数の中にあることによる緊張等により，発作等がある
場合，当該障害者に説明の上，周囲に人が少なく静かな場所へ誘導する等
，本人が安心できる環境を準備する。

○非公表又は未公表情報を扱う会議等において，情報管理に係る担保が得られる
ことを前提に，障害のある出席者等の理解を援助する者，介助者等の同席を
認める。